

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

### 告 示

○大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があつた件 三五〇

○大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件五件 三五〇

○県営土地改良事業計画を変更した件 三五〇

### 公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつた件 三五〇

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつた件 三五〇

○土地改良区の役員が就任した旨届出があつた件 三五〇

○土地改良区の役員が就退任した旨届出があつた件 三五〇

○都市計画を変更する件 三五〇

○東日本大震災復興特別区域法により都市計画を変更する件三件 三五〇

○東日本大震災復興特別区域法により都市計画を決定する件四件 三五〇

○落札者を決定した件 三五〇

## 告 示

### 福島県告示第四百八十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を平成二十四年十月十九日から平成二十五年二月十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年十月十九日

福島県知事 佐藤雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ザ・ビッグ福島鎌田店 福島県福島市鎌田字熊ノ前三十二番一ほか

二 変更しようとする事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

（変更前）午前九時

（変更後）午前七時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前八時三十分から午後九時三十分まで

（変更後）午前六時三十分から午後九時三十分まで

三 変更しようとする年月日

平成二十四年十月二十六日

四 届出年月日

平成二十四年十月十日

五 届出をした者

有限会社ケーディーエス

（商業まちづくり課）

### 福島県告示第四百八十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十四年十月十九日から同年十一月十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年十月十九日

福島県知事 佐藤雄平

一 意見の対象となつた大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン福島店 福島県福島市南矢野目字西荒田三十五番地ほか

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

意見なし。

（商業まちづくり課）

### 福島県告示第四百八十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十四年十月十九日から同年十一月十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び西郷村商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年十月十九日

福島県知事 佐藤雄平

一 意見の対象となつた大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン西郷ショッピングセンター 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字岩下十一番地ほか

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要  
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百九十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。) 第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十四年十月十九日から同年十一月十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び相馬市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年十月十九日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
相馬ショッピングセンター 福島県相馬市馬場野字雨田八十八番地ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要  
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百九十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。) 第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十四年十月十九日から同年十一月十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市商工観光部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年十月十九日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
ショッピングモールフェスタ 福島県郡山市日和田町字小原一番地
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要  
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百九十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。) 第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十四年十月十九日から同年十一月十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市商工観光部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年十月十九日

福島県知事 佐藤 雄平  
一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
片倉フィラチャー 福島県いわき市平字三倉六十八番一ほか  
二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要  
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百九十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号) 第八十七条の三第一項の規定により、土田北地区に係る県営農業農村基盤整備事業(農地整備事業(経営体育成型))を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十月十九日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
平成二十四年十月二十二日から(二十二日間)  
同 年十一月十二日まで
- 三 縦覧の場所  
猪苗代町役場及び磐梯町役場

(農村計画課)

公 告

公告第二百九十八号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十四年十月十九日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 申請のあった年月日  
平成二十四年十月十一日
- 二 名称  
特定非営利活動法人食べてつながろう西会津の会
- 三 代表者の氏名  
三留 弘法
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県耶麻郡西会津町登世島字西林乙五千九百九十五番地三 西林東住宅四〇三号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、福島第一原発事故の影響により、西会津町および福島県農産業者はか

つてない苦境に立たされているという認識のもと、全国の消費者及び福島県西会津町農産業者に對して、まちづくりの推進事業や農村漁村又は中山間地域の振興を図る活動及び経済活動の活性化を図る活動事業を行う。これにより全国の消費者と西会津町農産業者の交流促進を促し、全国の消費者に對しては西会津町の農産物はおいしく安全であるという認知と、西会津町農産業者に對しては農産業を継続発展して営む希望を寄与することを目的とする。

(文化振興課)

**公告第二百九十九号**

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十四年十月十九日

福島県知事 佐藤 雄平

一 申請のあった年月日  
平成二十四年十月五日

二 名称

特定非営利活動法人夢あるき

三 代表者の氏名

森田 まゆみ

四 主たる事務所の所在地

福島県会津若松市町北町藤室字藤室南百八十九番地一号

五 定款に記載された目的

この法人は、発達障がい児・者に対する療育・支援を行なうとともに、障がい児・者に関する社会一般への知識の普及を図り、障がい児・者の福祉の増進をめざし、地域福祉のために障害福祉サービス並びに障害児通所サービス等を提供し、貢献することを目的とする。

(文化振興課)

**公告第三百号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。

平成二十四年十月十九日

福島県知事 佐藤 雄平

土地改良区の名称

愛谷堰土地改良区

就任した役員

役別 氏名 住所

理事 箱崎 健 いわき市平山崎字明シ内一二七番地

(農村計画課)

**公告第三百一号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十四年十月十九日

福島県知事 佐藤 雄平

土地改良区の名称

井上用水堰土地改良区

退任した役員

役別 氏名 住所

理事 渡邊 勝好 いわき市山田町戸ノ内一三二番地

同 下山田 嘉七 市山田町大津二三番地

同 蛭田 和夫 市山田町法田八〇番地

同 瀬谷 勝彦 市山田町中町四七番地の一

同 澤田 進 市山田町滑沢二番地

同 芳賀 茂 市沼部町金山一八番地

同 逸見 功 市田人町旅人字井戸沢四一番地

同 北郷 敬 市山田町上野一一二番地の五

同 相原 豊 市山田町古川六九番地

同 大井川 英夫 市山田町井上六番地

就任した役員

役別 氏名 住所

理事 下山田 嘉七 いわき市山田町大津二三番地

同 蛭田 和夫 市山田町法田八〇番地

同 逸見 功 市田人町旅人字井戸沢四一番地

同 芳賀 茂 市沼部町金山一八番地

同 沢田 廣平 市山田町滑沢一番地

同 瀬谷 進一 市山田町林崎一三八番地

同 下山田 一雄 市山田町大津二三番地

同 相原 豊 市山田町古川六九番地

同 大井川 英夫 市山田町井上六番地

同 北郷 泰 市山田町上野一三五番地

(農村計画課)

**公告第三百二号**

都市計画法（昭和四十三年法律第九号）第二十一条第二項で準用する同法第十七条第一項の規定により、会津都市計画道路を変更するため当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十月十九日

新たに都市計画に含まれる土地の区域  
福島県知事 佐藤 雄平

一 新たに都市計画に含まれる土地の区域  
会津若松市のうち神指町大字中四合字小見前、神指町大字中四合字西城戸西、神指町大字中四合字寺西、神指町大字中四合字町道下、神指町大字中四合字天満、神指町大字中四合字天満北、神指町西城戸、神指町大字高瀬字高瀬、神指町大字高瀬字中川原、神指町大字高瀬字滑田及び神指町高瀬新田の各一部の区域

二 都市計画から除外される土地の区域  
会津若松市のうち神指町大字中四合字小見前、神指町大字中四合字西城戸西、神指町大字中四合字寺西、神指町大字中四合字町道下、神指町大字中四合字若宮、神指町小見、神指町西城戸、神指町大字高瀬字五百地、神指町大字高瀬字大田、神指町大字高瀬字高瀬及び神指町大字高瀬字滑田の各一部の区域

三 縦覧場所  
福島県会津若松建設事務所事業部道路課及び会津若松市建設部都市計画課  
縦覧期間  
平成二十四年十月十九日から同年十一月二日まで

四 意見書の提出  
会津都市計画道路を変更する案について、会津若松市の住民及び利害関係人は、都市計画法第二十一条第二項で準用する同法第十七条第二項の規定により、住所、氏名及び意見を記した意見書を福島県会津若松建設事務所長又は会津若松市長を経由して、四に掲げる縦覧期間内に福島県に提出することができる。

(都市計画課)

公告第三百三三号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第四十八条第四項の規定により、相馬市復興整備計画に相馬都市計画の変更に係る相馬都市計画に定めるべき事項を次のとおり記載する予定である。

平成二十四年十月十九日

福島県知事 佐藤 雄平

一 都市計画の変更の種類及び名称

1 種類 相馬都市計画緑地

2 名称 三号原釜尾浜防災緑地

二 都市計画の変更を定める土地の区域

新たに都市計画に含まれる区域

相馬市のうち原釜字北谷地、原釜字仲田、原釜字沼尻、原釜字大津、尾浜字須賀畑、尾浜字北ノ入、尾浜字寺前及び尾浜字二合田の各一部の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課及び相馬市建設部都市整備課

2 縦覧期間

平成二十四年十月十九日から同年十一月二日まで

四 その他  
相馬都市計画緑地を変更する案について、相馬市の住民及び利害関係人は、東日本大震災復興特別区域法第四十八条第五項の規定により、住所、氏名及び意見を記した意見書を福島県相双建設事務所長又は相馬市長を経由して、三の2に掲げる縦覧期間内に福島県に提出することができる。

(都市計画課)

公告第三百三十四号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第四十八条第四項の規定により、いわき市復興整備計画にいわき都市計画の変更に係るいわき都市計画に定めるべき事項を次のとおり記載する予定である。

平成二十四年十月十九日

福島県知事 佐藤 雄平

一 都市計画の変更の種類及び名称

1 種類 いわき都市計画緑地

2 名称 七号久之浜防災緑地

二 都市計画の変更を定める土地の区域

新たに都市計画に含まれる土地の区域  
いわき市のうち久之浜町久之浜字代ノ下、久之浜町久之浜字後三松、久之浜町久之浜字東三松、久之浜町久之浜字西町尻、久之浜町久之浜字新地、久之浜町久之浜字堀ノ内、久之浜町久之浜字東町尻、久之浜町久之浜字北町、久之浜町久之浜字中町、久之浜町久之浜字須賀、久之浜町久之浜字南町、久之浜町久之浜字中浜、平豊間字塩屋町、平豊間字八幡町、平豊間字柳町、平豊間字塩場、平豊間字下町、平豊間字下ノ内、平豊間字兎渡路及び平豊間字合磯の各一部の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課及びいわき市建設部都市計画課

2 縦覧期間

平成二十四年十月十九日から同年十一月二日まで

四 その他

いわき都市計画緑地を変更する案について、いわき市の住民及び利害関係人は、東日本大震災復興特別区域法第四十八条第五項の規定により、住所、氏名及び意見を記した意見書を福島県いわき建設事務所長又はいわき市長を経由して、三の2に掲げる縦覧期間内に福島県に提出することができる。

(都市計画課)

公告第三百五号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第四十八条第四項の規定により、いわき市復興整備計画にいわき都市計画の変更に係るいわき都市計画に定めるべき事項を次のとおり記載する予定である。

平成二十四年十月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 都市計画の変更の種類及び名称

1 種類 いわき都市計画道路

2 名称 三・五・一七八号久之浜港線

三・五・一七四号豊間四倉線

三・六・二一〇号小名浜豊間線

三・四・一一一号勿来小浜線

二 都市計画の変更を定める土地の区域

1 新たに都市計画に含まれる土地の区域

いわき市のうち久之浜町久之浜字立、久之浜町久之浜字東三松、久之浜町久之浜字町後、久之浜町久之浜字北町、平沼ノ内字浜街、平薄磯字北ノ作、平薄磯字北街、平薄磯字須賀、平薄磯字中街、平薄磯字南街、平薄磯字小塚、平薄磯字宿崎、平豊間字船附、平豊間字塩屋町、平豊間字八幡町、平豊間字塩場、平豊間字下町、平豊間字免渡路、平豊間字合磯、岩間町川田、岩間町岩下、岩間町輪山、小浜町台、小浜町渚及び小浜町東ノ作の各一部の区域

2 都市計画から除外される土地の区域

いわき市のうち久之浜町久之浜字立、久之浜町久之浜字東三松、久之浜町久之浜字町後、平沼ノ内字浜街、平薄磯字北ノ作、平薄磯字須賀、平豊間字塩屋町、平豊間字塩場、平豊間字免渡路、岩間町川田及び岩間町岩下の各一部の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課及びいわき市都市建設部都市計画課

2 縦覧期間

平成二十四年十月十九日から同年十一月二日まで

四 その他

いわき市都市計画道路を変更する案について、いわき市の住民及び利害関係人は、東日本大震災復興特別区域法第四十八条第五項の規定により、住所、氏名及び意見を記した意見書を福島県いわき建設事務所長又はいわき市長を経由して、三の2に掲げる縦覧期間内に福島県に提出することができる。

(都市計画課)

公告第三百六号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第四十八条第四項の規定により、広野町復興整備計画に広野檜葉都市計画の決定に係る広野檜葉都市計画に定めるべき事項を次のとおり記載する予定である。

平成二十四年十月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 都市計画の決定の種類及び名称

1 種類 広野檜葉都市計画緑地

2 名称 一号浅見川防災緑地

二 都市計画の決定を定める土地の区域

双葉郡広野町のうち大字下浅見川字観音前、大字下浅見川字川原田、大字下浅見川字比屋蔭、大字下浅見川字前川原、大字下浅見川字本町、大字下北迫字宮田、大字下北迫字久保田、大字下北迫字北釜及び大字下北迫字前川原の各一部の区域

三 都市計画の決定の案の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課、福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課及び広野町建設課

2 縦覧期間

平成二十四年十月十九日から同年十一月二日まで

四 その他

広野檜葉都市計画緑地を決定する案について、広野町の住民及び利害関係人は、東日本大震災復興特別区域法第四十八条第五項の規定により、住所、氏名及び意見を記した意見書を福島県相双建設事務所長、福島県いわき建設事務所長又は広野町長を経由して、三の2に掲げる縦覧期間内に福島県に提出することができる。

(都市計画課)

公告第三百七号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第四十八条第四項の規定により、広野町復興整備計画に広野檜葉都市計画の決定に係る広野檜葉都市計画に定めるべき事項を次のとおり記載する予定である。

平成二十四年十月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 都市計画の決定の種類及び名称

1 種類 広野檜葉都市計画道路

2 名称 三・六・一号下浅見川下北迫線

二 都市計画の決定を定める土地の区域

双葉郡広野町のうち大字下浅見川字観音前、大字下浅見川字川原田、大字下浅見川字比屋蔭、大字下浅見川字前川原、大字下浅見川字本町、大字下北迫字宮田、大字下北迫字久保田、大字下北迫字北釜、大字下北迫字東町及び大字下北迫字大谷地原の各一部の区域

三 都市計画の決定の案の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課、福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課及び広野町建設課

2 縦覧期間

平成二十四年十月十九日から同年十一月二日まで

四 その他

広野檜葉都市計画道路を決定する案について、広野町の住民及び利害関係人は、東日本大震災復興特別区域法第四十八条第五項の規定により、住所、氏名及び意見を記した意見書を福島県相双建設事務所長、福島県いわき建設事務所長又は広野町長を経由して、三の2に掲げる縦覧期間内に福島県に提出することができる。

(都市計画課)

公告第三百八号

東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第二百二十二号)第四十八条第四項の規定により、広野町復興整備計画に広野檜葉都市計画の決定に係る広野檜葉都市計画に定めるべき事項を次のとおり記載する予定である。

平成二十四年十月十九日

福島県知事 佐藤雄平

一 都市計画の決定の種類及び名称

1 種類 広野檜葉都市計画河川

2 名称 一号浅見川  
二号北迫川

二 都市計画の決定を定める土地の区域

双葉郡広野町のうち大字下浅見川字前川原、大字下浅見川字比屋蔭、大字下浅見川字川原田、大字下浅見川字坊田、大字下北迫字北釜、大字下北迫字久保田、大字下北迫字前川原及び大字下北迫字腰巻の各一部の区域

三 都市計画の決定の案の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課、福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課及び広野町建設課

2 縦覧期間

平成二十四年十月十九日から同年十一月二日まで

四 その他

広野檜葉都市計画河川を決定する案について、広野町の住民及び利害関係人は、東日本大震災復興特別区域法第四十八条第五項の規定により、住所、氏名及び意見を記した意見書を福島県相双建設事務所長、福島県いわき建設事務所長又は広野町長を経由して、三の2に掲げる縦覧期間内に福島県に提出することができる。

(都市計画課)

公告第三百九号

東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第二百二十二号)第四十八条第四項の規定により、いわき市復興整備計画にいわき都市計画の決定に係るいわき都市計画に定めるべき事項を次のとおり記載する予定である。

平成二十四年十月十九日

福島県知事 佐藤雄平

一 都市計画の決定の種類及び名称

1 種類 いわき都市計画河川

2 名称 一号大久川  
二号小久川  
三号諏訪川

二 都市計画の決定を定める土地の区域

いわき市のうち久之浜町久之浜字立、久之浜町久之浜字東三松、久之浜町久之浜字町後、久之浜町久之浜字立下、久之浜町久之浜字代ノ下、久之浜町久之浜字川田、久之浜町久之浜字後三松、久之浜町久之浜字東町尻、久之浜町久之浜字堀ノ内、久之浜町久之浜字前三松、久之浜町久之浜字新地、平豊間字塩場、平豊間字下町、平豊間字兔渡路及び平豊間字下ノ内の各一部の区域

三 都市計画の決定の案の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課及びいわき市都市建設部都市計画課

2 縦覧期間

平成二十四年十月十九日から同年十一月二日まで

四 その他

いわき都市計画河川を決定する案について、いわき市の住民及び利害関係人は、東日本大震災復興特別区域法第四十八条第五項の規定により、住所、氏名及び意見を記した意見書を福島県いわき建設事務所長又はいわき市長を経由して、三の2に掲げる縦覧期間内に福島県に提出することができる。

(都市計画課)

公告第310号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

平成24年10月19日

福島県知事 佐藤雄平

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- 1 ノートパソコン (F P - W A N用) 550台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
平成24年9月25日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社エフコム 福島県郡山市堤下町13番8号
- 5 落札金額  
29,295,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成24年8月14日

(入札用度課)



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,390円】

発行者 福 島 県  
印刷所 株式会社 第一 印刷